

第六章 善隣協会について

岡本監輔のばあい

狭間直樹

(京都市立大学名誉教授)

連載

日清戦争後において清国の知識人が、日本を媒介にして西洋近代文明を摂取すべしとして、上海や湖南で亜細亜協会や東亜会と結ぼうとしたことについては、すでに第三章・第五章で述べた。しかし、支部の組織作りになぜ進んだのは、世界に開かれた窓口としての上海、あるいは時代に先んじた改革で名をあげた湖南での突出したできごとだったとしても、日本を媒介に西洋近代文明を摂取しようとの風潮は、当時にあつてひろく全中国をおおっていたのである。

すでにジャーナリストとして一定の地位を確立していた湖南内藤虎次郎⁽¹⁾は一八九九年秋に中国の地を訪れた。その時、天津で開明派知識人として名のある陳錦濤・蔣国亮と会談した。陳錦濤は広東省南海県の人、天津の

北洋大学堂教習、後にアメリカに留学し、南京臨時政府の財政総長となった。蔣国亮は浙江省諸暨県の人、天津育才館の教習だが、のちは未詳である。蔣はその時、こう言っている⁽²⁾。

貴国書籍、翻して中文と作すは、此れ大に有益の事、既に以て支那の文明を開くべく、而して貴国又其の利を得ん、近日の万国史記、支那通史の如き、中国人此書を買ふ者甚だ多し、惜むらくは此類の書、訳出する者甚だ少き耳、故に弟甚だ貴国人が多く東文書を訳せんことを願ふ、貴国維新時の史、及び学堂の善本の如き、猶ほ益ありと爲す、君以て然りと爲すや否や。

それによつて、内藤はこう応えている。現に設けて善隣訳書館あり、吾妻某氏、

岡本監輔翁等と、方さに翻訳に従事す、聞く貴国李(盛鐸)星使も亦頗る此事を賛すと、(中略)万国史記、即ち岡本翁の著、支那通史は那珂通世氏の著、二君僕皆之を識る。

「吾妻某氏」は吾妻兵治、吾妻と岡本監輔は先述したように『亜細亜協会報告』の編集において旧知の関係だった。二人が協力しあつて中国人向け翻訳書刊行のための善隣訳書館なる出版社をつくつていたというのである。那珂は日本の東洋史学の創始者の位置にある人物で、その『支那通史』は岩波文庫にも入っていたから、比較的によく知られている。『万国史記』については、後述する。

善隣訳書館が実際に四冊の書籍を刊行したのは、一八九九年末のことである。同館については次章でとりあげるが、その開設主旨の文章である「善隣訳書館条議引」⁽³⁾は、吾妻一人の名で上海の『亜東時報』に翌春に公表された。そこに岡本の名が見えないのは不思議である。

しかしその「条議引」は、修辭に若干の違ひはあるとはいへ、「明治三十一年十一月」の日付をもつ「善隣協会主旨」⁽⁴⁾なる文書と基本的に同じ内容のものである。そしてその「善隣協会主旨」は、ほかでもなく、岡

本が懸命に推敲をかさねた跡が彼の文書中に残されているのである。岡本監輔(号章庵)の文書は徳島県立図書館に寄託されており、「岡本章庵先生蔵書及原稿目録」(以下、「章庵先生目録」と略称)なる目録が編まれている。

内藤湖南と岡本監輔とは、年齢は三十歳ちかくはなれてはいたが、岡本の「墓表」⁽⁵⁾は湖南が書くという間柄だった。また、岡本の後裔が「相当大量」の著作原稿を内藤のところにもちこんだというから⁽⁶⁾、監輔没後も関係は深かったようだ。内藤所撰の「墓表」は、戦後、九七四年にたてられた「岡本章庵先生銅像」の台にも刻まれている⁽⁷⁾。

それくらい親密だったのだから、内藤が天津で語った消息は確かなものとみてよい。内藤が仙台丸で神戸をはなれたのは一八九九年九月五日のことである。つまり内藤離日に先立って、岡本監輔と吾妻兵治とが協力しあつた善隣訳書館設立の動きが具体化していたのである。ということは、岡本が構想してきた善隣協会が一八九九年の上半年において善隣訳書館へと衣替えし、その後、秋冬の間に岡本がなんらかの事情で善隣訳書館計画から手を引いたのではないかと推定される。

岡本監輔(一八二九—一九〇五)は徳島県の人、『東亜先覚志士記伝』『統対支回顧録』

にも伝⁽⁸⁾がかかげられている。前者の項名の下に添えられた主要活動分野は「対露、樺太探検」であつて、両書の伝記とも、その面を中心に書かれている。内藤湖南の「墓表」もそうだから、岡本監輔と言えは「樺太探検家」で通つていたのだろう。幕末以降、ロシアの南進策への関心から、北方問題はもっとも人々の注目をあつめていた問題だったことを想起すべきである。

「墓表」はわずかに百八十字の短文だから、特筆すべきことに絞つて書くのは仕方ないにしても、伝記を称する文章に上記の善隣協会ないし善隣訳書館については触れるところがないのは、岡本の死後三十年ばかりを経る間にそれらについての事跡が忘れ去られたことを示している。そのような忘却現象は、金沢治氏の「家系と年譜」など、戦後の伝記・年譜においてもかわらない⁽⁹⁾。

岡本監輔の前半生は、十七歳の時に樺太問題に発心⁽¹⁰⁾してより、それに「憑かれた」ように奔走これにつとめている。内藤の「墓表」はそのことをこのように描写している。

先生の一生は、北邊を籌ることを以て志と爲す。弱冠にして夷艇に駕り、樺太なる北徼の前人未踏の地を窮め探る。王政維新により、微用せられて北事を綜辦す。

既にして廷議、樺太を棄つ。先生竟に意を用世に絶ち、累りに教職に任ず。

明治新政府より、岡本監輔が函館裁判所の「権判事」に任命されたのは、三十歳の時のことである。その時には、十数年来の苦勞が酬いられたかにみえた。しかしロシアに押された政府の後退とともに、岡本の意図は空まわりすることになり、三十五歳の時(一八七三年)に、開拓使御用係も免ぜられた。その後は、「しきりに教職に任ず」るにいたるのである。

当時、たいていの知識人はそうだったのかもしれないが、岡本監輔のばあいも、ゆとりがあるところではない暮らしぶりだった。年譜だけで見ても、俸給の不足を補つて生活の資を得るべく、著作の刊行、雑誌の発行から、私塾の経営にいたるまで、自分の力のおよぶことは何でもやっている。しかし、それでも借金生活は免れなかったらしい。

五十一歳の時(一八八九年)、故郷の友人三宅舞村(元達)に宛てた書簡⁽¹¹⁾によれば、十年あまりまえ、負債整理のために宅地を三千百円で山県有朋に売っている。それで一息ついたのだから、余裕ができる、というほどのものではなかったらしい。その翌(一八七九)年の『万国史記』二十巻の刊行にさい

しては、資力なきため、曾我・宇津木両氏に出資を請い、利を三分することにしたという。

前引の内藤・蔣会談でも特に『万国史記』が挙げられているが、同書は舞村の第三宅憲章が仏文書を訳したものをさらに漢文訳したもの¹⁰²で、とりわけ中国で大歓迎されたものだった。その発売部数は三十万部とも推計されているほどで、もしもともに印税が入っておれば、岡本の後半生はまったく違ったものになっていただろう¹⁰³。

それはともかく、またも負債にくるしんだ岡本監輔は、一八九二年、むかし取った杵柄の北方問題を看板に千島義会を起こした。しかしその計画は、所有船舶が難破したのにくわえ、さらに千島開拓請願が衆議院で否決されたため失敗し、いったん千葉県に引退した。その後一年おきくらいに、徳島県尋常中学校長、台湾総督府国語学校教授、東京の中正義塾とわたり歩き、一八九八年十一月に私立神田中学校長の嘱託を受けている。

一八九八年十一月といえば、ほかでもなく、かの中国・朝鮮にむけての「善隣協会主旨」に付された日付である。「韋庵先生目録」中の善隣協会関係の文書にはすべて年月日が記されていないのだが、下限がこの時であることに疑問の余地はない。そして、ここからは

完全に推測でしかないが、その方面に岡本監輔の関心が向いたのは千島義会の失敗の後だったのではないかと思う。つまり日清戦争を経る間に、かれの活動の重心は中国へと移ったと見られるのである¹⁰⁴。

前述したように文書に年月が記されていないので、岡本監輔の構想展開の筋道を厳密に確定することはむづかしいのだが、おそらくまず善隣義会が構想され、それが善隣協会へと変わっていったのではないかと思われる。そして、これは前後関係がきわめて明白なのだが、その構想は当初、「東洋開国商社」として出発させられたものだった。先述した『亜細亜協会会報』での吾妻兵治らの意見が想起されるだろう。

岡本監輔が起草した「東洋開国商社社則」¹⁰⁵は、全六条である。第一条は名称、第二条は「本社、支社」等の組織である。それにつづけて第三条で、「本社は我国産物の販賣を盛大ならしめんとするにあり。清國及朝鮮国諸開港場に日本市街を開き、小賣をするを目的とす」と、その商社たるゆえんを明確に表明している。そして第四条で株式について規定し、第五条で資力・物品・労働力のいづれをもつても参加できることをいい、第六条で創業の功労者にたいし「社中協議の上相當

の株券を附與」することなどを記しているのである。

これの史的特徴を強いて云うなら、「東洋開国」を社名に唱っているところに、文明的進歩と重ね合わせた自分たちの商業活動の意義づけをアピールしようとしているのではないかと推測できるだけである。しかし、この案はすぐに「善隣義会」へと変えられた。前掲の社則そのものに書き込まれた修正案として「善隣義会規則」¹⁰⁶が構想されることになる。その第一条はこうなっている。

本會の主旨は、支那を始め廣く隣国に交通して、共に道義を循守し、文明を企圖し、大に物品を交易し、国益を長進するに在り。

道義の循守、文明の企圖と物品の交易、国益の長進とがならべて提起されているのである。以下の諸条は前掲「社則」と基本的に同性質のものだから、「義会」の名称で「商社」的経営をしようとしたのだろう。

しかし岡本監輔はやがて、上述の「善隣義会規則」とはまるで違って、物産の販売、株式の獲得などには一切ふれない「善隣義会五規」¹⁰⁷を起草した。付言すれば、別に「善隣義会四規」¹⁰⁸なる草稿も残されているが、それは明らかに前掲「東洋開国商社々則」改

め「善隣義会規則」とこの「善隣義会五規」の中間に位置するものである。「善隣義会五規」の第一条はこうなっている。

吾党結社の意は、我が同文諸国の人を合するに在り。斯民に志有る者、与に天人の道を講じ、博く五洲の学を修め、内と無く外と無く、一体に平交して、固我を存せず、相規り相奨め、以て智徳を長じ、以て公益を図り、以て唇齒相保の勢を固め、以て同舟共済の義を尽す。蓋し同文諸国の人民を俾て、均しく開化の域に躋り、以て永く天禄を垂細亜洲内に保たしめんと欲すれば、此れに従事せざるを得ず。

これは明らかにアジア主義の「吾党結社」である。後発の同文諸国人民をたすけて「開化」の域にのぼらせるといふのは、東邦協会の「設置趣旨」を連想させるが、実際に岡本は該会会員だった¹⁰⁹。

第二条では、会員は「行善の資」として「多少の金を捐す」べきこと、その使用方法は「社員の投票」によって「学校」「聖廟」の設立、「日報」「諸書」の刊行、その他「公益」事業の用に決定すべきこと、等を記している。第三条では、孔子の教えに釈迦・老子をまじえて、対等の立場に立って後進の「開化」に務めるべきことを主張しており、第四条は、会の開

催方法、第五条は会の人的配置である。

これは相当によく練られた構想と言ってよい。しかも、当時の名儒中洲三島毅と成斎重野安繹に意見を求めているのだから、かなり広範な賛同の基盤のうえに、組織を立ち上げようとしたと見てよい。

この草案にたいして意見を求められた三島毅は修辞上の意見二条と、構想内容にかかわる意見二条を朱書している。また前引の第一条「唇齒相保……同舟共済……」をはじめ何カ所も傍点・圈点をふっていることからして、岡本起草の草案の主旨に賛成していることは確かである。

一方、重野安繹は岡本から送られてきた草稿に、修辞上の意見一条にくわえて、以下の総評を書き付けている。

善隣義会は、洵に盛挙と為す。彼此の人士を使得果して之を行わしむれば、東洋全局の幸福なり。但だ事は極めて遠大なれば、驟かに挙行すること能わず。然れども人能く此の遠志を存し、此の偉略を蓄うれば、其の事未だ行われずと雖も、亦た国家に益有りと為す。 安繹安評

これまた実行の困難は指摘してはいても、その「遠志」「偉略」の「盛挙」を全面的に肯定したものである。重野意見は墨書で、三島と

同一の文書上に認められている（なお、三島も、最後に「中洲三島毅妄言」と謙辞を記す）。

重野の意見がどのように影響したかは明らかでないが、やがて岡本は「善隣義会」にかえて「善隣協会」を提起するにいたる。付言すれば、岡本は他に、「善隣学会」¹¹⁰なるものを構想しているが、それは「孔孟の教理」に本づく「至誠息む無きの道」を倫理修身の「大基礎」とし、泰西の「理学、数学、体操」を採り入れて実効を収めようとした、いわば伝統倫理に近代科学を接ぎ木することを試みた新教育機関であった。岡本はほとんどその人生のほとんどの時期において私塾的な教育に携わっているのだが¹¹¹、たとえば三島の二松学舎のように、後に続くものは残さなかったようである。

善隣協会の主旨について岡本がいかに推敲をかさねたかは、残された五点の草稿から窺うことができる。それぞれに訂正が加えられているから、草稿は十種（内、完全なものは四種）、と言ってもよい。当然のことながら、それら十種草稿の差異は修辞上のものにとどまっており、基本的に同性質の文章である。

「善隣協会主旨」¹¹²の冒頭はこう書き出される。「清韓と我国は東方に鼎峙し、利害相関すること、唇齒輔車に類する有り。三国一

心協和すれば、當に平世には文献往来して相資け、有事には竭力して扶持すべき也。強暴なる者有りとも雖ども、惡んぞ其の毒噬を逞しくすることを得ん焉。これが東アジア三国を中心とするアジア主義の立場を闡明にしたものであることは、言うまでもない。

では、善隣協会の主旨は以前の善隣義会のそれとどう違うのか。まず第一は、協会の主旨では明治維新以来三十余年の成果が肯定的に持ち出されていることである。

今上登極の初に及んで、宇内氣運進化の状を遠覽し、泰西各国の百科学芸を網羅し、長を取り短を補して、至らざる所無し。革新に銳意し、國治に勵精し、茲に三十有余年、幸に欧米列強と比肩駢轡するを獲たり。而るに清韓兩國は積衰振るわず、我國中古と揆を一にす。之に加うるに外患を以てして、殆ど四分五裂の勢有り。何人能く之を為める者ぞ。

これは第一条の全文だが、見られるとおり、西洋と日本、日本と清韓兩國の文明的關係が簡明に示され、明治日本の文明的達成を清韓兩國に及ぼそうとの意図が明言されているのである。付言するなら、ここで「三十有余年」と言っているのを、前述の『清議報』所載と併せ考えると、この草稿が書かれたのは

明治三十一（一八九八）年と判断できよう。第二に、周孔の教えを踏まえながら今の時代に適応的に対処することの必要性が説かれていることである。

周孔の訓典は終古に炳焉たりて、日月の天に麗わしきが如し。而れども其の政術の時と与に變化すること、固より易わる可からざる已。両國の学者は末節に拘泥し、為政に昏く、今の世に生まれて、古の道に反く。宜なる乎、其の衰黜を致すこと日に甚しきや。苟くも之を匡救せんと欲すれば、今世の説に據りて以て其の知見を長ずるに非ざれば、可ならず。

これは、「善隣義会五規」で「孔子の道」は「天地の道」であり、「至極・宇宙第一の訓典」とされていたのと比べれば、ほとんどパラダイム的変換といつてよいほどの立場表明である。軸足は西洋近代文明へと移されたのである。

そして第三に、日本の達成は西洋近代文明の摂取によるのだから、清韓兩國にとつてもそれを受容することが喫緊の大事であるとして、日本の有志者による有用の書の翻訳事業が明白に提起されていることである。

是に於いて志士の奮然として決起する者有り、前後踵を接して相い望む。新報・

教育・政論・通商訂盟立約において、以て兩國の慮と為すこと、安んぞ已む可けん也。此等の事業、固より赴時の急務と爲すも、而れども又た一種尤も急なる者有り焉。衰黜日に甚しきや、苟くも之を匡救せんと欲するに、今世の説に據りて以て其知見を長ずるに非ざれば可ならず。

而して其の法は我國暨泰西典籍の有用なる者を探ひ、逐次に訳述して以て之を授くるに如くは莫し。彼既に各国今日の情に通ずれば、則ち旧染の汚俗自然と氷消し、而て富強文明の功、翹足して俟つ可し。其の我國の風教に裨益する所以の者、果して何如んぞ哉。

ここで清韓兩國にたいする日本の寄与と同時に、兩國の富強文明化が日本の風教に裨益すると言われているところは、注意されるべきだろう。あくまで、平等、互恵の立場なのである。

かくして、有用の書を翻訳して提供することの意義は明らかにされた。翻訳をするからには、訳出にあたっての訳語の選定、訳文の精簡等のことは当然に注意しなければならぬ。そのために、岡本は「訳述方法」^④を考えているのだが、なかで諸注意とならべて、翻訳対象を厳選し日本の経験した過ちを避けさせ

ようと一条を立てて、こう言っている。

西学我國に盛行して自り、今に三十年。其の間訳述極て多く、往々にして紊乱無雑、動もすれば輒ち高深を先にして卑賤を後にし、甚しきは我が國体を問わざるに至る。而して先に革命等の書を訳し、其の國內に流毒すること、亦た浅少ならず。本会の訳書は、誓いて有道先生に就き、輕俊才子の容易に評議するを許さず。三十年の得失に鑒みて、以て精当を撰択し、秩然として條有りて紊れず、清韓臣民を以て我の覆轍を踏む無からしむるを要す。

岡本から見てのマイナス経験とは、「革命等の書」のことであった。ちなみに、先行の文案では「共和革命を講ずる等の書」となっていたのだが、おそらく共和と革命は「同義」として「共和」を削ったのではないかと思う。それはともあれ、推敲をかさねた「善隣協会主旨」は、前述したように、「明治三十一年十一月」の日付でもって公表された。それは「主旨」本文、「附言」と「著訳凡例」かなるものであった。それは上引の、時系列的に完全なものの最後のものと修辭上は相当に違いが有るものである。

そのうち、やや注意を引かれるのは、上引

の「訳述方法」の中の「動もすれば……」から「……浅少ならず」までの一段が、まるまる削除されたことである。その結果として、「革命等書」の「流毒」云々が消えてしまったのであるが、これはおそらく岡本の思想の変化とはなんら関わりのないことで、「其の知見を長ず」べき「今世の説」として、考察の対象からはずしてはならない、と考えたからなのだろう。

言うまでもないことながら、修辭上の修改は論旨の変更に及ぶものではなかった。そして、もっと大事な「主旨」全体の論理構成はなんら変わっていない。つまり、『清議報』に載せられた無署名の「善隣協会主旨」はまぎれもなく、岡本監輔の起草に係るものなのである。

戊戌の政変後、日本に亡命してきた梁啓超は、日本側の改革派支援の動きに注意して『清議報』でその紹介を行った。同報第二号には、もう一つ「日清協和会」なる組織の「旨趣」と「章程」が載せられている。末にかかげられた幹事五人の中に山本憲の名が含まれていることから、いくらか会の中身に迫ることが可能だった^⑤。

山本憲（一八五二—一九二八）、号は梅崖、『東亜先覚志士記伝』に伝があり、年譜^⑥も

刊行されている。いまは詳説の余裕はないが、つとに山本は改革派の汪康年等と交流があった。政変という緊急事態の発生を受けて十月五日、「日清兩國の人士、聯絡親睦し、彼此声氣相通じ、以て清國を扶植し、東亜の大局を保全することを期す」との「旨趣」をかかげた「日清協和会」を大阪に創立したのである。民権派在野人士の面目躍如といったところだろう。

ところが「善隣協会」の方は、日付以外に手がかり的なものがなかったので久しく実体には迫ることができなかった。いま、岡本章庵文書中を見ることができて、漸くにして善隣訳書館につながるアジア主義の一軌跡を辿ることができた。のちの歴史からは忘却されてしまったとはいえ、日清戦争後の一時期、日本の側からも中国の側からも、対等の提携をめざす試みがいろいろな形で模索されていたことの意義は、もっと注意されてよいと思う。

注

(1) J・C・フォーゲル著、井上裕正訳『内藤湖南 ポリティックスとシノロジー』平凡社、一九八九年、百三頁。

(2) 「燕山楚水」『内藤湖南全集』第二巻、筑摩書房、一九六七年、六十頁。蔣の教習たることは、同書三十頁。

- (3) 吾妻兵治「善隣訳書館条議引」「亜東時報」第二十一号、一九〇〇年四月二十八日。
- (4) 無署名「善隣協会主旨」「清議報」第二号、一八九九年一月二日。
- (5) 「岡本章庵先生墓表 大正元(一九一二)年十一月」(漢文)『内藤湖南全集』第十四卷、二百三十七頁。
- (6) 「岡本章庵先生の著書目録」「岡本氏自伝 窮北日誌」徳島県教育委員会、一九六四年(非売品)、三百十五頁。
- (7) 「岡本氏自伝 窮北日誌」巻頭写真。
- (8) 黒龍会編『東亜先覚志士記伝』下冊、黒龍会出版部、一九三六年、原書房一九六六年復刻版、百八十四頁。東亜同文会編『統對支回顧録』下巻、大日本教化図書株式会社、一九四一年、原書房一九七三年復刻版、百二十四頁。
- (9) 金沢治「岡本章庵先生の家系と年譜」「岡本氏自伝 窮北日誌」二百八十七頁。以下、金沢作「年譜」と略称。
- (10) 金沢作「年譜」二百九十頁。これと戦前の両伝記との間にはいくらか違いがある場合もあるが、今は金沢氏の記述に拠ることにする。
- (11) 「三宅舞村宛書簡」明治二十二年十一月二十八日付、金沢作「年譜」、三百三十三頁七頁。
- (12) 金沢作「年譜」、三百一頁。
- (13) ちなみに、前引の内藤発言の中略部分は、内藤が清国に版權法なきため海賊版が横行し、まっとうな出版協力関係が築けないと苦情を呈した部分である。「三十万部」(「善隣訳書館開業趣意書」二頁、「韋庵先生目録：二六五番」内文書)は過大かもしれないが、京都大学人文科学研究所蔵本は海賊版である。
- (14) 岡本監輔はさきに、漢文・和文併用の『東洋新報』(一八七七一八七八)を刊行し(金沢作「年譜」、三百一頁)、また漢文のみの『亜細亜協会会報』の編集を担当(一八八四一八八五)したこと(本誌〇一年十二月号、五十七頁)もある。しかしこの善隣協会構想は、組織そのものをつくろうとした点で、次元のちがうものである。
- (15) 「東洋開国商社々則」、「韋庵先生目録：二六五番」内文書。カタカナはひらかなに変え、句読点は狭間、以下同じ。
- (16) 「(東洋開国商社々則、改め)善隣義会規則」、「韋庵先生目録：二六五番」内文書。
- (17) 「善隣義会五規」(漢文)、「韋庵先生目録：二六五番」内文書。
- (18) 「善隣義会四規」(漢文)、「韋庵先生目録：二七〇番」内文書。
- (19) 「東邦協会会員姓名(明治廿七年八月)」「東邦協会会報」第一号、一八九四(明治廿七年)八月。一九〇〇年四月の名簿には
- (20) ないが、何時退会したかは未詳。
- (21) 「善隣学会規約書」(漢文)、「韋庵先生目録：二六五番」内文書。
- (22) 私がかつとも興味を惹かれたのは、故郷に作ろうとした「三谷村岡本氏の故宅の域」に據る「三岡学会」である。(「韋庵先生目録：二六五番」内文書)それは、「野蠻を開化して文明の域に進ま」せるのに、青少年教育推進の社会的基礎の確立の要に着目して、「村中老成の諸人」に教育の重要性を分らせることを「第一本旨」とする、と言っているのである。
- (23) 「三十有余年」の語は、主旨草稿の最初のものから、すでに使われている。
- (24) 「訳述方法」(漢文)、「韋庵先生目録：二六五番」内文書。ここに引いた「訳述方法」は独立文書的に目録に収められているが、もともとは「善隣協会主旨」とセットのものである。
- (25) 他の四人、泉由次郎、鹿島信成、山田俊卿、牧山震太郎は未詳。
- (26) 「梅崖先生年譜」松村末吉発行(非売品)、一九三一年。